

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 担い手やボランティアの人材の発掘やサポート②緩やかな見守り体制の構築③地域住民が集える場つくりを目指していきたいと思います。
 - ・地域の方が気軽に活動に参加できるように、子ども食堂のお手伝いや認知症啓発活動のサポーターなどを募り、活動参加のきっかけとなるような関わりづくりに取り組んでおります。
 - ・近隣の障害者施設と連携し、ちょっとボランティアやサロンの担い手になって頂き、多世代交流ができるようにコーディネートしていきます。
 - ・介護予防教室や近隣のスーパーによる移動販売に取り組み、地域住民が集まる「居場所」づくりを共に行い、緩やかな見守りに繋がるような地域の体制を構築していきたいと考えます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

地域の現状や生の声を拾う為に、単一町内会を町内会長らと共にウォーキングをしながら地域アセスメントを行いました。以前は下町情緒あふれる雰囲気を持った地域でしたが、少しづつ高層マンションや新築の戸建てが増えてきており、地区の方から近隣との関係づくりに苦慮をしたり、地域活動に参加する方の減少が課題として聞かれることがありました。そのため、立地的に住民の集まりにくい場所の近くで講座の開催を試みたり、移動スーパーの誘致を行い、住民同士が触れ合える場の構築に努めています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域、行政、区社会福祉協議会とは、毎月のように共に参加をする各種定例会議が開催されており、密な連携は取れていると考えます。施設周辺には、更生施設やコミュニティーハウス、保育園、障害者施設などが点在しており、共催事業は毎年実施しています。

また他の地域ケアプラザとは、連絡会の開催に加え、共催でケアマネジャー向けの研修会や認知症関連事業、司法書士による法律相談会等を実施し、連携を深めるようにしております。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

運営理念

- ① 地域社会の一員として福祉の実情を捉え、市民のニーズに即したサービスの提供に努めます。
- ② あらゆる活動において利用者と共に歩み、その幸福と福祉を追求します。
- ③ 常に暖かい心で専門性のあるサービスを提供します。

基本方針

高齢化、核家族が進む社会状況の中で、誰もが住み慣れた町で安心して、心豊かに人としての暮らしが続けられるよう、地域の人々がお互いに助け合い、支えあっていくことができる街づくりを目指しています。

業務実績

- ① 介護保険関連事業：訪問介護、通所介護、居宅介護支援
- ② 障害福祉関連事業：共同生活援助、計画相談支援事業、横浜市移動支援事業、就労継続支援
- ③ 児童福祉関連事業：母子生活支援施設、障害児通所支援事業、児童家庭支援センター

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

予算

予算については、法人理事会・評議員会の承認を得て執行しています。期中において、予算を超える可能性が発生した際には補正予算を策定し理事会の承認を得るため、ほぼ予算どおりに執行されています。法人税については法人税法上の収益事業についてのみ申告をしていますが、利益は出でていない為、法人税等の納付金額は均等割額も含め発生しておりません。

財政状況

財政状況においては、事業ごとに経理区分を細分化しており、事業毎の収入に対して直下できる人件費・事業費・事務費を配賦して、共通部門等については経理区分間の繰入れを行っています。経理規程に従い経理区分ごとの資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録を作成しており、現在法人全体の財政として、次期繰越収支額（繰越利益）が出ております。

補助金事業

補助金を受託している事業については、補助金対象となる経費（人件費・事業費・事務費）を精算しており、余剰が発生した場合は補助金、委託金精算方法に基づき返戻をしております。毎年すべての事業の決算報告において理事会・評議員会の承認を得ております。

監査

会計処理、事業運営については、法人の監事監査、行政の管轄部署の監査を受けております。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

職員の確保

職員の確保については、対人援助としての資質や経験、またケアプラザの運営方針に理解のある人材を重視し、採用しています。勤務体制については、職員が安心して従事できるよう法人の就業規則に基づいた職場環境作りを行い、部門毎に職務分掌を作成し職員が自身の行うべき役割を理解できるよう努めています。

適正な配置

指定管理における資格要件を満たした職員配置を行っています。毎年度、全職員に対して法人独自に作成した業務遂行目標シート及び自己評価表の作成を必須としています。資格取得を視野に入れた各職員の業務に対する目標や取り組みを把握し、適正な職員配置に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

育成について

- ① 職員が積極的に研修を受講できるよう、シフト調整や研修費用の法人負担を行っています。また法人でオンライン研修サイトのアカウントを取得し、自由にオンラインでの研修受講ができるように環境を整えています。
- ② 必要に応じて管理職と一般職員がミーティングを行う機会を設け、業務に対する進捗状況や目標達成を確認しあい、安心して業務に就けるよう取り組んでいます。

研修計画について

- ① 毎年度、部門毎に研修計画書を作成し、業務経験年数や自己課題に合わせた研修の受講を奨励しています。
- ② 法人としても、独自に職員の勤続年数や階層別に研修を計画し、新人職員から管理者まで幅広く全職員が受講できるよう取り組んでいます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 建物の保守管理及び定期清掃は、専門の外部業者に委託しています。
- ② 日常の施設内清掃は障害者雇用や近隣の更生施設利用者（有償ボランティア）に依頼しております。職員も毎朝のミーティング後、簡易な日常清掃をしながら館内の設備や備品などを目視点検し、異常などないか確認しております。
- ③ 建物の修繕計画については、法令で定められている12条点検において担当の一級建築士に助言を受けています。また施設内に設けている安全衛生委員会を毎月開催し、リスク箇所を話し合い、修繕が必要と考えられる箇所に関しては当該施設の開所時に携わった建築会社に相談できる体制を整えております。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

<記載場所>

事件事故の防止体制

- ① 事故防止や緊急時対応のマニュアルの整備を行い、適宜マニュアルの見直しをしていきます。
- ② 夜間帯の専任職員を雇用しており、施設内の点検を強化しています。
- ③ 安全管理チェック表を作成し、毎日記録しています。
- ④ 機械警備の導入及び監視用カメラを設置。出入口のインターホンやセンサーチャイムの設置による不審者のチェック・受付での来館記録簿など入館管理を厳重に行ってています。
- ⑤ セキュリティーに必要なカードキーは保有者を限定し、記録簿で厳重に管理しており退職時には即回収・記録しています。
- ⑥ 研修及び、ヒヤリ・ハットを職員会議で周知し日々の業務の見直しを行っています。

緊急時の対応について

- ① 緊急時対応のフローチャートを事務所内に掲示し、決められた手順に基づき職員が行動できるように取り決めています。また災害発生時におけるガイドラインを冊子にして、各職員が携行しております。
- ② AEDを事務所内で管理し、施設内にもAEDを常備している旨の案内を掲示しております。施設入口にスタンド式の体温測定器を設置し、来館者が自由に体温の測定ができるよう配慮しております。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

発災時に備えた事前準備

- ① マニュアルの整備：防災計画、特別避難場所開設マニュアル、BCP（業務継続計画）を作成し、定期的に見直しを図っています。
- ② 避難訓練：施設内の4部署が合同で年に2回、避難訓練を実施。その他にも貸室の利用者と合同で訓練を行ったり、救急法の講習を受講しています。
- ③ 備蓄品の整備：要援護者受け入れ用の備蓄品は3日分整備しており、消費期限が分かるようラベリングし保管しております。また、法人独自に備蓄品を用意しており職員・来館者が一覧表で確認できるようにしてあります。
- ④ その他：地域の防災拠点会議や町内の避難訓練に積極的に参加しています。また施設内の複合火災受信機の取り扱いに関しては、定期的に業者からレクチャーを受け、全員が対応できるよう努めています。

福祉避難所の運営方法

- ① 年3回の地域防災拠点運営委員会と地域防災拠点訓練日には、担当職員が欠かさず参加し各職員にフィードバックをして流れがわかるよう周知しています。
- ② 自宅が徒歩圏内の職員を把握し、メッセージアプリを活用した安否確認及び非常時に参集できる体制を整えています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 施設内の窓ガラスには飛散防止フィルムを貼り、またロッカーや書庫はストップバーを取り付け転倒防止の対策を講じています。
- ② 多目的ホールをはじめ各部屋にはヘルメットを常備し、避難の際に活用して頂けるように貸館利用者には適宜説明を行っています。
- ③ 情報ラウンジには南区防災マップやハザードマップを掲示し、来館者の皆様に地区的状況把握や防災に対する意識を向上して頂けるように取り組んでいます。
- ④ 施設内に感染予防委員会を立ち上げ、毎月各部署間で感染状況などの情報共有を行ったり、職員向けに感染症予防に関する研修を実施し発生及び蔓延に備えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

- ① 貸館の利用に関しては、全ての利用団体が同条件で利用ができるようにルールを整備し、部屋の予約の際に重複した場合は、翌日に抽選を行い、偏りなく団体様に利用して頂けるよう努めています。
- ② 介護保険サービス事業所の選定については、自法人や特定の事業者等に偏ることなく、対象者のニーズや意向を聞き取った上でハートページや資料を提示し、複数の事業所から比較検討して選択ができるような情報提供を行っています。
- ③ 地域の行事や会議については「蒔田地区」「堀ノ内・睦町地区」どちらの地域にも所長や

各部門の職員が広く参加をし、公正・中立な立場で関わりを維持しております。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 施設の各部屋に「ご利用者の皆様の声をお聞かせください」といったアンケート用紙を常設し、ご利用者の意向満足度調査を実施。用紙を入れるご意見箱は事務室から見えないところに設置し、プライバシーに配慮しております。
- ② 苦情対応に関しては、法人内に第三者委員会を設置。館内に委員の顔写真と受付対応の流れ、説明図をフローチャートにして掲示。広く苦情を受け入れられるように努めています。
- ③ 施設には苦情受付委員会を設置し、各部門の苦情解決責任者が迅速に対応・再発防止に努める体制を構築しています。
- ④ いただいたご意見は、来館者が自由に閲覧できるように情報ラウンジにファイリングし、オープンしております。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 半年に1回程度、定期的に個人情報漏洩防止チェックシートを実施し、職員の意識向上に努めています。
- ② マニュアルを整備し、個人情報の取り扱いはマニュアルに基づいて行っております。
- ③ FAX送信、封入作業等は必ず2名以上の対応とし、作業記録を残します。
- ④ 個人情報の持ち出しが原則禁止していますが、やむを得ず個人情報を持ち出す場合は、管理者の許可を得て管理簿に記録しております。
- ⑤ 個人ファイルや名簿・ディスクは鍵付き書庫に保管し、必要時以外の使用を禁じています。
- ⑥ 所内で使用するパソコンには、盗難防止のチェーンを付けております。
- ⑦ パソコンはパスワード管理し、共有フォルダは関係者以外開けないようなシステムを構築。メールは限られた職員のみ送受信できるなど、ルールを設けています。
- ⑧ 採用時及び定期的に個人情報保護の研修を実施しています。年に1回個別誓約書を提出、また退職後においても、法人及びご利用者の情報を漏らすことの無いよう注意喚起を行っています。
- ⑨ 人権尊重に関しては、横浜市の施策を踏まえ、職員会議内で研修を行っています。また、情報ラウンジには人権尊重に関する記事などを掲示し、来館者にも関心を持っていただけるよう取り組んでおります。
- ⑩ 情報公開については、開示請求があった場合は規程により情報提供を行っています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

環境への配慮

- ① 市役所ごみゼロルート回収を利用し、ごみの分別やリサイクルの推進に賛同して取り組んでおります。
- ② リサイクルへの取り組み：施設に郵送されてくる封筒を加工し再利用化をしたり、コピー用紙の裏紙を活用しています。
- ③ 省エネルギーへの取り組み：エアコンの温度設定をこまめに調節しています。また、サーモスターを活用し、熱効率を良くするよう努めています。環境面では施設の照明のLED化を進め、屋外に雨水タンクを設置し、掃除用および園芸用等に活用し水の節約に努めます。

市内中小企業優先発注への取り組み

工事発注に関しては条例に沿って、横浜経済の活性化及び市内企業の育成を基本方針として市内企業へ発注しています。また細かい備品や日用品はエリア内の商店で購入する等地域との関係づくりにも努めています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 貸室の空き状況が一目で分かるよう、受付カウンターに各部屋の空き状況を掲示し、自由に閲覧できるようにしています。また、法人のホームページにも同様の空き状況を開示、概ね月2回更新しています。
- ② 新型コロナが5類に移行したことで、利用定員の制限を解除し飲食を可能にしたこと、子供食堂は軒並み動員がアップし、調理室の稼働が上昇しております。
- ③ 隔月発行の広報紙は一度に約2,000部印刷し、地域の関係機関や町内会、スーパー、薬局、医療機関に配布し広く情報提供に努めています。
- ④ 町内の掲示板に自主事業のチラシ等を掲示して頂けるよう、働きかけを行っています。
- ⑤ SNS媒体を使った広報活動を進めるために、スマートフォンやLINEの活用講座を開催し、LINEグループのサークルが立ち上がっています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<記載場所>

- ① 情報ラウンジや相談室を活用し、パンフレットや広報紙を閲覧・持ち帰りができるようカテゴリー別に分かりやすく配列し、常に新しい情報が提供できるようにしています。

- ② 窓口だけでなく、自主事業や地域の会議・食事会やイベントに出向いた際に、必要な情報提供を行っています。
- ③ ネットワーク会議や支援チーム会議には積極的に参加をし、高齢者・子ども・障害者など幅広い分野の相談や対応方法について意見交換など行っております。また民生児童委員の皆様と共に研修会の企画を行い、専門職の方を講師に招き学びの場を提案しています。
- ④ 日頃から幅広い分野の相談対応ができるよう、各職員が積極的な研修受講や連絡会などに参加し、自己研鑽に努めています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

＜記載場所＞

- ① 当法人が運営する拠点が高齢者・子ども・障害者・地域支援分野と広くエリア内に点在しています。必要な情報やノウハウの共有ができ、地域の課題に取り組みやすく総合的な支援が継続できると考えています。
- ② 当施設周辺には、更生施設、コミュニティハウス、青少年センター、地域活動ホームなど多様な事業を行っている機関が多く、それぞれの役割を共有しています。また各施設が共同で季節のイベントを開催するなど、施設間連携を積極的に行っています。
- ③ プラザ内においては、毎朝の朝礼でその日の出勤者の予定を確認しあい、部門間で補完しあう関係性を築いています。事業開催の際も状況に応じて複数の部署が関わり、横の繋がりを意識した運営に努めています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

＜記載場所＞

- ① 地域ケアプラザの役割の中には地域交流の促進があり、地域の中で住民が孤立すること無く、「地域づくり」「地域の繋がりづくり」などの活動が行える身近な拠点であることを目指しています。その為に、地域ケアプラザが地域支援の中核的な役割を担うべく施設運営を行わなくてはならないと考えています。
- ③ 昨今、急激な少子高齢化や単身世帯の増加、複雑な家族関係における孤立や人間関係の希薄化等、地域課題が多様化しています。その様な状況下であるため、適切な支援策を講じるにあたり単一の相談機関だけでなく、地域の関連団体や関係機関と情報共有や連携をしながら課題に対応していくことが必要と感じております。
- ④ 地域の会議には、所長をはじめ極力複数の職員が出席することにより、広く情報共有を行うと共に地域課題の把握に努めています。包括支援センターが主催する地域ケア会議にはネットワークの構築を目的とし関係機関、地域の各団体だけではなく、ボランティア活動の担い手など、幅広い参加者を募り開催しています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

区行政との連携→会議・研修・相談による情報把握

- ・行政機関との連携を密に、支援策や地域の課題解決に協働で取り組んでおります。
- ① 各ネットワーク会議で抽出された課題を区の施設間連携事業などと共に活用し、事業展開を行います。
- ② 当施設で自主的に行う事業についても、必要に応じて区行政と連携しています。認知症サポーター養成講座などは、区行政の取り組みを伝える時間を設けており企画当初から共に進めていくスタンスでいます。
- ③ 区行政が主催する会議には積極的に参加し、高齢者・子ども・障害者だけでなく、防災や地域支援など幅広く参画をし、行政と顔の見える関係を構築しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

- ・地域福祉保健計画に基づき、地区別支援チームの一員として課題の解決に向けての取り組みを検討し、適宜振り返りや評価を行いながら進めています。
- ・ひとえに地域といっても町内ごとに特性が異なるため、小地域単位で分析しアセスメントの収集を行い、課題を抽出しております。その中で早期対応が望まれる課題を住民、行政、区社協などと共有し、地域住民を主体とした体制で課題解決に取り組めるように検討しながら進めています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者…特に社会参加に消極的な高齢男性を中心に、地域と関わり外出の機会に繋がる事業を行うことを目標としています。具体的には、男性をターゲットとした体操教室を企画・開催し、また地域ケア会議のテーマとして独り暮らし男性高齢者の支援を取り上げ、地域住民やケアマネジャーらと支援方法についての意見交換を行っています。

子ども…連合の子ども食堂ネットワークと連携し、ほぼ毎週末に子ども食堂を誘致することで、地域と子どものコミュニケーションの場を設定しています。また認知症イベントの中で子ども向けに認知症クイズを実施したり、担当エリア内のキッズ向けの防災体験イベントに職員が出向き、連携体制を築くようにしています。

障害者…近隣の更生施設と連携をし、施設利用者の社会参加の場として、ケアプラザの清掃業務や地域でのボランティア活動の調整を行っています。ボランティア活動は、簡易な小破修繕などは直接地域の方とやり取りができるており、後方支援に努めながら進めています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

- ① 地域の福祉・保健活動などの振興を図る為の場の提供をしています。地域福祉に関する活動団体や人材、関連機関等と連携し、ニーズに適合した福祉保健活動へのコーディネートを行います。
- ② 広報活動、各種講座やイベントの開催などを通じ地域で活動している団体や中心人物を把握し、活動の活性化を支援すると共に更に多くの人材や社会資源の把握に努めます。
- ③ 定期的に貸館利用団体向けに説明会を行い、ケアプラザの役割の周知に努めています。また館内に利用団体のPRチラシを掲示するなど、地域の方々の活動が活発化するように支援しています。
- ④ ケアプラザ祭りを実施したり地域の方の作品展を地区社協と共同で開催するなど、ケアプラザが気軽に利用できる場であることの周知に努めています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 地域活動の担い手不足は非常に重要な課題と捉えております。ボランティアを通して地域活動に興味を持っていただけるように、子ども食堂やケアプラザ祭りなどでボランティアを募り、地域参加のきっかけとなるような働きかけを行っています。
- ② 障害を持った方の就労支援を視野にいれた場の提供も必要と考えています。近隣の更生施設の利用者にちょっとボランティアの登録をして頂き、地域の方から軽作業などの依頼があった際には施設に繋ぎ、社会参加の場となるよう活動をして頂いています。
- ③ 多世代交流の一環として、学生と老人クラブや町内会の方々が共に触れ合えるようなイベントをコーディネートし、若い方たちに地域活動に興味を持っていただけるような取り組みを行っています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 地域のイベントや連合町内会会議等に出向き、地域の方々と積極的にかかわりを持ち、直接お会いする機会を大切にしております。その中で、地域の活動団体や人材の情報を収集し、また役員の方の交代などがあった際は、教えていただけるような関係づくりを構築して

います。

②隔月発行の広報紙にケアプラザで行われている事業や福祉保健に関する情報を掲載し、地域の方々に提供しています。

③南区広報紙、子育てカレンダー、横浜市のイベントカレンダーに自主事業の情報を掲載しています。また、広報紙やチラシを食事会や地域のイベントの際に持参し、PRを行っています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 行政のポータルサイトから町内ごとの世帯数や高齢化率を抽出し、データから地域の特性や傾向を読み取るように努めています。また特に気になる地区は地域アセスメントを実施したり、キーパーソンにヒアリングを行い、生の声を大切にした手法を取り入れています。
- ② 生活支援コーディネーターが地域包括・区の高齢障害支援課とのケースカンファレンスに毎月参加し、個別ケースや地域の動向に関する意見交換などを行うことで、生活上のニーズを把握し、支援方針を共有しています。
- ③ 町内の老人会や地域イベントに積極的に参加をしたり、日頃から地域住民とコミュニケーションを図るなど「顔の見える関係性」作りを丁寧に行います。
- ④ 地域包括支援センター、行政、区社協が持つ地域情報データを有効活用し、専門職の視点で把握・分析に取り組んでいます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

- ① 地域資源情報データサービス「ayamu」の管理業務と連動させ、活動やサービスの現場に実際に足を運び、活動の様子や団体がもつ社会資源の情報収集に努めます。
- ② 地域支援チーム連絡会といった地域の支援方法や地域情報の共有を目的とした会議への参加を貴重な場とし、区役所や企業・NPO法人等の多様な機関との連携を通して、把握・分析を行っています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 地域ケア会議を開催した際に、高齢者の生活にとって買い物が負担となっているとの

課題があがつたことがあり、特に山坂などの立地が厳しい地区の町内会長と課題解決のための協議を重ね、近隣のスーパーによる移動販売の運行へと繋げることができました。

- ② 生活支援コーディネーターが、こまめに地域住民とヒアリングを重ねるなかで、マンションに住まわれている方々から防災に関する啓発活動を行いたいという想いを汲み取り、マンション防災に関する講座を共同で企画・開催いたしました。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ① 高齢者の生活に欠かせないものとなりつつあるスマートフォンの使用方法に関して、携帯通信会社とタイアップしてシニア向けの「スマホ教室」を開催し、さらにはLINEの使い方講座に発展させ、LINEのグループ団体を立ち上げることができました。
- ② 8050問題、未婚率の増加、単身世帯の急増など「地縁的なつながり」が作りにくい状況を踏まえ、青少年育成事業団体等と協働し、既存の地域活動へのコーディネートに取り組みます。地域の中で「活動を始めたい」「活動をステップアップさせたい」と感じている住民・団体に対して区域・市域で行われている活動事例の提示、具体的な運営に関するアドバイス等の支援を行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ①相談内容としては、認知症に関わる案件が群を抜いて多い状況のため、その分野に長けている医療機関や施設、多機能型事業所などとの連携を深めながら対応をしています。また相談件数の増加や数年単位で関わっているケースもあるため、部署で相談支援記録システムを導入し、検索・集計・保管などを一元管理し業務の効率化を図っています。
- ②総合相談から抽出した地域課題をもとに個別地域ケア会議を重ね、社会資源の創設やネットワークの構築を目指しています。また、地域住民が相談しやすいよう食事会や高齢者マンションに出向き、顔の見える関係作りを継続します。
- ③毎月1回定例で区の職員とともにケースカンファレンスを行い、地域や事業の情報共有や個別ケースの支援経過や支援方針を検討しています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ① 単身独居率の上昇や親族、近隣との関係の希薄化などにより、認知症状が進行してから

初めて相談に繋がるケースが増えているため、早期発見・早期対応が重要と考えます。

地域全体での認知症に関する理解を進めるために、普及啓発活動を行います。

- ② 地域の認知症キャラバンメイトが自発的に定例会を重ねているため、認知症サポーター養成講座のコーディネートを行い、地域住民向けや学校、公園イベントの中で行うなど幅広い年代に向けて展開をしております。

また、エリア内のコミュニティハウスや薬局、寺院で支援事業を共同開催するなど、多様な関係機関との取り組みを進めています。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 近年の社会情勢などから、当施設での成年後見制度の申し立て支援が増加している状況を鑑み、地域住民や介護保険事業者向けに相続・遺言や財産管理についての講座を開催し、地域包括支援センターの実際の対応事例の紹介も行っています。
- ② 成年後見サポートネットワーク連絡会を区と協働で開催。事例検討や勉強会の企画・運営を行っています。地域包括主催のケアマネジャー連絡会の中でも、制度の活用促進を支援していきます。
- ③ 高齢者虐待を未然に防止するという観点から、介護者向けのリーフレットを活用し介護事業所、民生委員等に向けた周知に努めます。また、毎月開催している介護者の集いの中でも、正しい介護方法を身につけていただくための介護技術講座を開催し、介護者の孤立防止や介護負担の軽減を目指します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<記載場所>

- ① 民生・児童委員協議会の会議に毎回出席し、介護保険や地域の課題となっている情報を提供しています。地域ケア会議において民生委員とケアマネジャーの連携が必要との意見があり、ケアマネジャー連絡会に民生委員を招き、定期的に交流の場を設けています。
- ② ケアマネジャー支援として区内の8包括と連携し研修会や事例検討会を行っていきます。毎月のエリア内ケアマネジャー連絡会では、参加者が積極的に発言できるような会を目指しています。
- ③ 支援困難なケースを担当しているケアマネジャーには、同行訪問や共に担当者会議に参加をし、一人で抱え込むことのないよう支援しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

<記載場所>

- ① 南区医師会主催の事例検討会や研修に参加することで、関係機関との連携が円滑に

図れるため、継続して参加をしています。

- ② 行政を含め医療と介護関係者が良好な関係となるよう、会議の出席や医療機関、薬局に訪問し、情報共有やネットワーク構築を図ってきました。南区在宅医療相談室にも地域ケア会議に参加していただき、今後も多職種連携の強化を目指します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ①当施設では、地域ケア会議のテーマの柱を「独居高齢者の見守り」として展開しています。総合相談支援の中でも独居高齢者が対象となる相談が多く、認知症支援、社会参加、フレイル予防などをニーズとして掲げ、多角的に意見交換を行いました。その中から支援方針を抽出し、取り組みを進めています。
- ②在宅支援において医療との連携は欠かせないため、地域ケア会議にも協力医の先生を始め薬剤師や理学療法士にも参加をして貰い、医療面からのアドバイスを受けました。またケアマネジャーも在宅支援事業の職員との関係づくりにも繋がり、円滑に地域住民をサポートできる体勢を構築できるよう取り組んでいきたいと考えています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

- ① 3職種の他、専従の介護予防支援員を雇用し対応しています。指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、偏りがないようハートページ等の資料を提示し中立公正に選定しています。
- ② 指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、契約時やサービス担当者会議に参加し、委託事業者との連携を密に図り、継続的な支援を行います。
- ③ ケアプラザの特性を生かし、介護予防支援に対しては介護保険利用だけではなくサークル活動やケアプラザの自主事業など、保険サービス以外の社会資源の情報提供を行っています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

- ① 南区独自の介護予防健診「お元気で21健診」を実施し、事業対象者に該当すると思わ

れる方の把握に努めています。それらの方が参加できる体操教室やウォーキング講座などを企画し、展開するように努めています。

- ① 既存の元気づくりステーションやグループ活動の支援を、区と連携して行います。地域の方が参加しやすい町内会館を拠点に活動を開始したグループに対し、生活支援コーディネーターと適宜内容を更新しながら、介護予防の普及啓発を行います。
- ② 地域の介護予防センターとともに老人会に出向いたり、保健活動推進委員と共に事業を行うなど、新たな参加者の獲得や周知活動を今後も行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

＜記載場所＞

- ① 各ネットワーク会議に出席し、多様な人材と連携しやすい関係づくりを目指しています。専門職だけではなく、ボランティア活動をされている住民を地域ケア会議に招いたり、地域で独自に活動をしている方に社会参加の場を紹介するなど、繋がりを大切にした取り組みを今後も行っていきたいと考えます。
- ② 相談者には、介護保険のサービス提供だけではなく、地域のサロンや元気づくりステーションの情報提供も行っています。貸館利用者の皆さんには、他の福祉活動や施設でのボランティア活動の参加を励行しており、活動の輪が広がるよう取り組んでいます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

＜記載場所＞

- ① 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、本人・家族の意思を尊重し、それぞれの状況に応じた適切なサービスを提供しています。他事業所との連携・調整・情報収集を行いケマネジメントの質の向上を目指します。
- ② ケアプラザの居宅介護支援の特性を生かして、地域包括支援センターとの連携を図り社会資源の情報収集・提供を行います。また、地域包括支援センターから相談受入のあった困難ケースは必ず受託し、連携して対応にあたっています。
- ③ 概ね週に一度、部署の全体ミーティングを実施しています。自身の担当ケースの状況報告や適宜、所内研修を行い、居宅介護支援事業所としてのスキルアップに努めています。また月1回、居宅介護支援部門と指定介護予防支援部門が合同で会議を行い、ケース対応や支援方針の確認を相互で実施し、連携を深めています。

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

- ・地域ケアプラザは、地域支援の中核的な役割を担うべく施設であり、中立公正な施設運営が求められます。収支計画はその点を踏まえ適切に配分いたします。
- ・利用者サービスのための経費については、ニーズや必要性を把握した上で、地域での活動や住民の生活の中で社会貢献に繋がる点を第一に計上しています。
- ・複合施設のため、共用部分の経費は費用按分が必要となるケースがあります。その際は、決められた按分率を基に計算をし、必要に応じて所管に確認をしながら進めております。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

- ① 地域活動交流部門と地域包括支援センターの管理費、事務費、事業費は会計区分を別に計上し、使用状況を明確にしております。
- ② 運営法人の規程により、一定額以上の経費が掛かる場合は稟議書を提出し、認められた場合のみ執行しています。
- ③ 事業費や講師料等は毎回予算を決め、予算の範囲内若しくは、予算を下回るように努力をしています。
- ④ 物品の購入の際は、複数の候補先から見積もりを取り、常に費用対効果を意識した運営費の活用に努めています。

**指定管理料提案書
(横浜市睦地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,004,120円	11,004,120円	11,004,120円	11,004,120円	11,004,120円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	618,849円	618,849円	618,849円	618,849円	618,849円
事業費			□	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
事務費			□	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	4,300,000円	4,300,000円	4,300,000円	4,300,000円	4,300,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>						
合計				19,396,969円	19,396,969円	19,396,969円	19,396,969円	19,396,969円
			うち団体本部経費					

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠 団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	19,350,000円	19,350,000円	19,350,000円	19,350,000円	19,350,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	780,000円	780,000円	780,000円	780,000円	780,000円
事業費		□	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	
事務費		□	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	
管理費		□	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	
協力医	・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>							
合計			23,986,000円	23,986,000円	23,986,000円	23,986,000円	23,986,000円	
うち団体本部経費								

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事業費			□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事務費			□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 合は記載してください。>						
合計				5,802,000円	5,802,000円	5,802,000円	5,802,000円	5,802,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防普及強化	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市睦地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,396,969円	19,396,969円	19,396,969円	19,396,969円
		地域包括支援 センター運営事業	23,986,000円	23,986,000円	23,986,000円	23,986,000円
		生活支援 体制整備事業	5,802,000円	5,802,000円	5,802,000円	5,802,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			49,338,969円	49,338,969円	49,338,969円	49,338,969円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円
		居宅介護支援事業				
			4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円
	その他収入					
			53,538,969円	53,538,969円	53,538,969円	53,538,969円
支出	内訳	人件費	37,142,969円	37,142,969円	37,142,969円	37,142,969円
		事業費	3,512,000円	3,512,000円	3,512,000円	3,512,000円
		事務費	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円
		管理費	5,600,000円	5,600,000円	5,600,000円	5,600,000円
		その他	5,584,000円	5,584,000円	5,584,000円	5,584,000円
			53,538,969円	53,538,969円	53,538,969円	53,538,969円
	うち団体本部経費					
収支		0円	0円	0円	0円	0円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市睦地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価					
	配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数					
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価					
	配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

配置数が決まっている職種に関しては、規程に則った人員配置しております。臨時雇用職員などは人件費や業務量、所内の人員バランスなどを総合的に鑑み、配置の提案を行っております。

団体の概要

(令和7年 2月 4日現在)

(ふりが な) 団体名	(しゃかいふくしほうじんたすけあいゆい) 社会福祉法人たすけあいゆい
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりが な) 名称	()
所在地	〒232-0041 横浜市南区睦町1-3 1-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)
設立年月日	平成 15 年 6 月
沿革	1991年6月にたすけあいグループ結設立。1999年3月NPO法人たすけあいとして認証を受けた。2003年6月に社会福祉法人たすけあいゆいを設立し、2003年8月社会福祉法人へ移管した。高齢化、核家族化が進む社会状況の中で、誰もが住み慣れた町で、安心して心豊かに人としての暮らしが続けられるよう、地域の人々がお互い助け合い、支えあっていくことができるまちづくりを目指し、横浜市睦地域ケアプラザは2006年12月に睦母子生活支援施設、高齢者デイサービスさくら、障害児デイサービスさくらんばと合築で開設した。
事業内容等	この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 母子生活支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人居宅等事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人介護支援センターの受託経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 移動支援事業の経営 (ヘ) 相談支援事業の経営 (ト) 地域活動支援センターの経営 (チ) 障害児通所支援事業の経営

	(リ) 児童家庭支援センターの経営			
	この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことが出来るよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。			
	(1) 居宅介護支援事業の受託経営 (2) 地域包括支援センターの受託経営 (3) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 (4) コミュニティサロン事業の経営 (5) 高齢者向け住宅事業の経営 (6) 横浜市乳幼児一時預かり保育事業			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	823,690,812	805,122,987	702,173,461
	総支出	771,301,517	772,355,123	729,219,016
	当期収支差額	52,389,295	32,767,864	△27,045,555
	次期繰越収支差額	423,475,636	456,243,500	429,197,945
連絡担当者	    			
特記事項				